

◎新湊中央文化会館

2019年4月1日施行

ホール等

(単位：円)

施設名	使用日の区分	午前	午後	昼間	夜間	昼夜	全日	超過料金 (1時間につき)
		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時	
大ホール	平日	40,440	80,880	118,620	99,750	175,910	201,530	20,220
	土・日・休	46,510	93,010	136,410	114,710	202,300	231,760	23,250
小ホール	平日	10,560	21,120	30,980	26,050	45,940	52,620	5,280
	土・日・休	12,140	24,290	35,630	29,960	52,830	60,510	6,070
リハーサル室		2,530	5,050	7,410	6,230	10,990	12,590	1,260
楽屋1		1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610
楽屋2		1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610
楽屋3		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
楽屋4		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
楽屋5		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
展示室(全面)		8,040	10,720	15,540	10,720	16,340	19,540	2,680
展示室(半面)		4,020	5,360	7,770	5,360	8,170	9,770	1,340

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の大ホール及び小ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもって使用するときの展示室の使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 3 大ホール、小ホール及び展示室を練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

練習室・会議室・研修室等

(単位：円)

施設名	基本使用料											超過料金 (1時間につき)
	3時間まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	
練習室1	3,300	4,400	4,950	5,500	6,050	6,380	6,710	7,040	7,370	7,700	8,030	1,100
練習室2	3,300	4,400	4,950	5,500	6,050	6,380	6,710	7,040	7,370	7,700	8,030	1,100
練習室3	5,760	7,680	8,640	9,600	10,560	11,140	11,720	12,300	12,880	13,460	14,040	1,920
第1会議室	5,820	7,760	8,730	9,700	10,670	11,250	11,830	12,410	12,990	13,570	14,150	1,940
第2会議室	2,430	3,240	3,650	4,060	4,470	4,710	4,950	5,190	5,430	5,670	5,910	810
第3会議室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第1研修室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第2研修室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第3研修室	5,820	7,760	8,730	9,700	10,670	11,250	11,830	12,410	12,990	13,570	14,150	1,940
第4研修室(和室)	5,100	6,800	7,650	8,500	9,350	9,860	10,370	10,880	11,390	11,900	12,410	1,700
第5研修室(茶室)	7,920	10,560	11,880	13,200	14,520	15,310	16,100	16,890	17,680	18,470	19,260	2,640
実習室	3,150	4,200	4,730	5,260	5,790	6,110	6,430	6,750	7,070	7,390	7,710	1,050

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。